

施策・事業優先度編

1 施策優先度

(1) 施策優先度設定の考え方

ア 対象とする施策

この方針では、優先度設定の対象とする施策は、「北海道総合計画（2021 改訂版）」の政策展開の基本方向に示している取組のうち、社会資本整備に関連するものを取りまとめ、これまでの「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針（H29.3）」の施策を参考にしながら整理した 59 の施策としています。（別表 1）

なお、維持管理や長寿命化、災害復旧などは、最優先に取り組むべきものであることから、優先度設定の対象としていません。

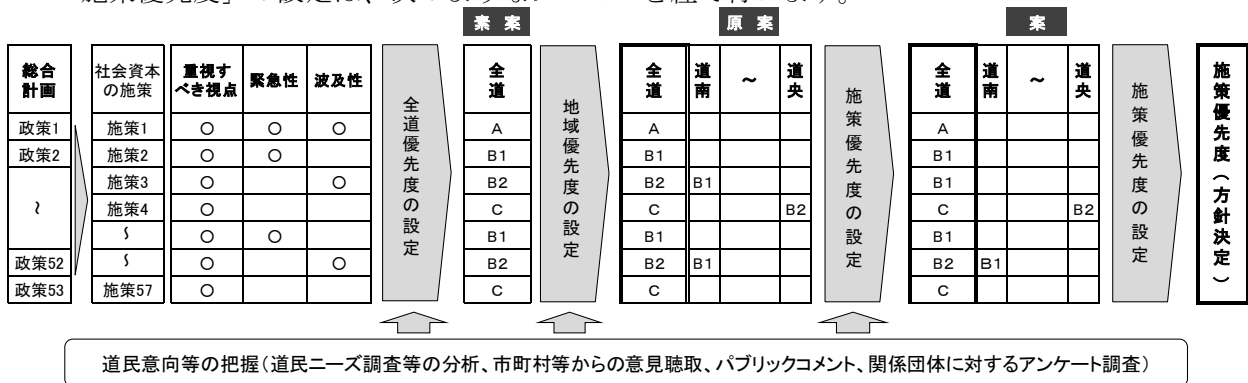
イ 施策優先度の区分

- ・ 施策優先度は、全道的な観点からの「全道優先度」と各連携地域における「地域優先度」を併せて設定しています。なお「全道優先度」と「地域優先度」の意味合いや活用は同じ取扱いとしています。
- ・ 施策優先度は、次のとおり、A、B1、B2、Cの4つのグループに区分しています。

グループA	： 早期の効果発現を目指し優先的に取り組む施策
グループB1	： 優先的に取り組む施策
グループB2	： 計画的・段階的に取り組む施策
グループC	： 既存ストック※の有効活用などを中心に取り組む施策

【施策優先度決定までの流れ】

「施策優先度」の設定は、次のようなプロセスを経て行います。



(2) 全道優先度

当面実施する必要性の高い施策を明らかにするため、「いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす地域づくり」や「本道の強みを活かし持続的な経済成長を実現する地域づくり」、「人と地域を支える基盤づくり」といった3つの「重視すべき視点」に加え、一層の「選択と集中」の観点に立って、時間の視点である「緊急性」、効果の視点である「波及性」の2つの視点を設定し、これらの3つの視点により全道的な観点から施策優先度を設定しています。

さらに、「北海道総合計画（2021 改訂版）」の重点戦略計画※との整合についても検証しています。

ア 優先度設定の視点

a 重視すべき視点

「基本方針」編で示した「重視すべき視点」の「いつまでも元気で心豊かに安心して暮らす地域づくり」や「本道の強みを活かし持続的な経済成長を実現する地域づくり」、「人と地域を支える基盤づくり」に沿って、実施されるかどうか。

【具体的判断基準】

「基本方針」編で示した次の重視すべき視点に立った政策の柱（6つの柱）のいずれかに位置付けられること。

- ① 豊かな自然環境の保全と安全・安心な環境づくり
- ② 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮
- ③ 農林水産業の持続的な成長
- ④ 地域の特色を活かした産業の活性化
- ⑤ グローバル化に対応した活力ある社会の構築
- ⑥ 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備

b 緊急性（時間の視点）

すでに明らかな課題や近い将来予想される課題の解消に向け、緊急に実施する必要があるかどうか。

【具体的判断基準】

(a) 対象期間内に実施しないと効果が出ない、又は損失が大きいこと。

- ① 対象期間内に取り組むべき重要な施策で、先送りをした場合、他の施策と時期を調整する必要なことから、効果の発現が妨げられる、又は経済波及効果などの観点から、本道にとって著しい損失が見込まれる。
- ② 対象期間内に当該施策に取り組んだ場合、コスト縮減効果が見込まれる。

(b) 直面する課題の解決や近い将来予想されるリスクの回避のため、緊急的な対応が社会的に要請されていること。

- ① 人口減少、少子化、超高齢社会への対応
- ② 食料自給率の低迷、ゼロカーボン北海道*の実現、国土の脆弱性の克服など新たな国づくりへの貢献
- ③ 道民の生命や生活に影響を及ぼすような、差し迫った課題への対応
- ④ デジタル・トランスフォーメーション*の推進による産業活動などの課題解決

c 波及性（効果の視点）

施策の効果が幅広い分野や地域に波及し、大きな効果が得られるかどうか。

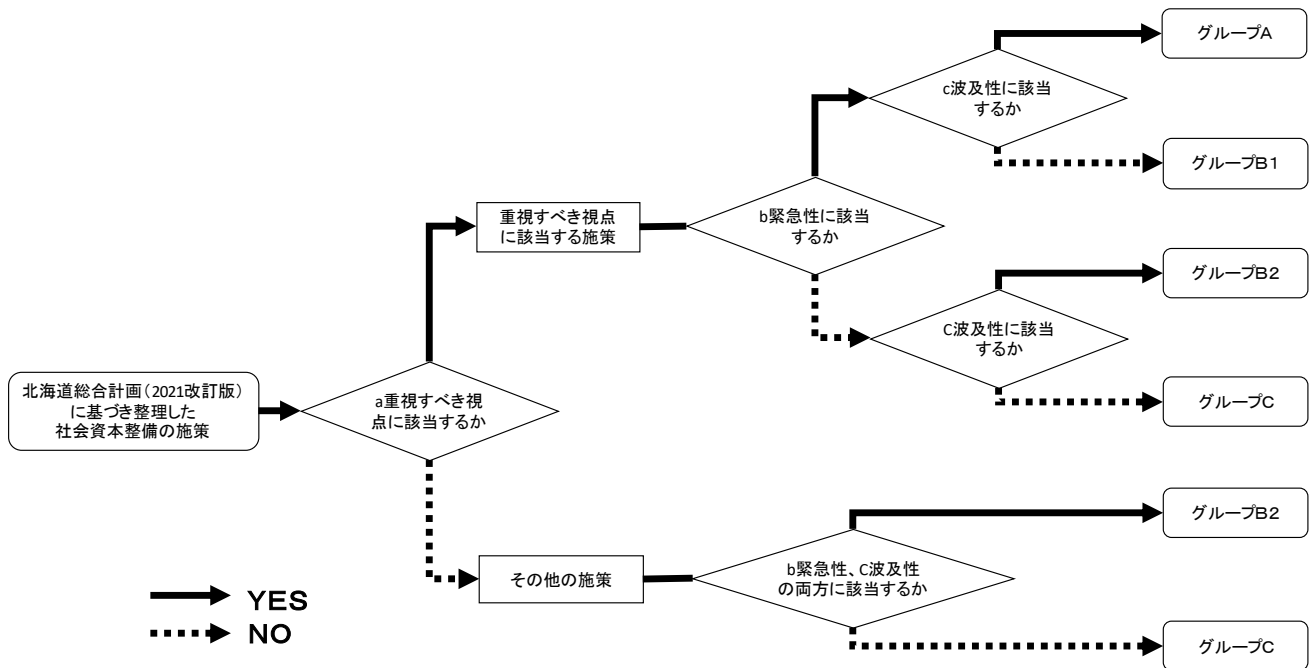
【具体的判断基準】

(a) 本道の持つ食や観光、自然環境といった優位性の拡大を効果的に推進すること。

(b) 直接的・間接的効果が他産業、他分野、他地域（道外を含む）に波及し、「北海道総合計画（2021改訂版）」に掲げられている指標の進捗や本道経済の活性化、道民生活の利便性の飛躍的な向上、我が国全体のリスク低減等に大きく貢献するなど、総合的な効果の広がりが見込まれること。

イ 施策優先度設定の仕組み

次のフローにより4つのグループに区分しています。



(3) 地域優先度

各連携地域において、地域に根ざした政策展開を図るため、市町村等の意向も取り入れながら、地域の実情に沿った、地域における施策優先度を設定しています。

ア 政策展開方針の反映

連携地域ごとに策定される「連携地域別政策展開方針」との整合を図っています。

イ 市町村等の意向の反映

市町村等に対して意見照会を行うことにより、地域の意向も取り入れながら、地域優先度を設定しています。

(4) 道民意向の反映

「全道優先度」、「地域優先度」の設定の過程においては、市町村等からの意見聴取や、「新しい北海道総合計画策定等に係る道民意向調査（平成 27 年度）」の分析、「平成 28 年度道民意識調査」の結果等により、道民意向の反映に努めています。

(5) 施策優先度の設定結果

「全道優先度」及び「地域優先度」について、別表 1 のとおり設定しています。

なお、施策優先度の設定に当たっては、

- ・ 法令、政府方針、条例で実施時期が外部的に規定され、特に緊急性の高い施策として認められるもの
- ・ 国際条約などに関連し、国家的な重要課題と位置づけられている施策として認められるものなども含め、総合的に勘案して設定しています。

(6) 施策優先度の活用

「施策優先度」については、毎年度の国費予算要望の重点化や道の予算編成における関係予算にも反映させるほか、「事業優先度」を設定する際に活用します。

2 事業優先度

(1) 事業優先度設定の考え方

ア 対象とする事業

この方針では、優先度設定の対象とする事業は、道が事業主体として、社会資本を直接整備するものとしています。ただし、維持管理や長寿命化など次の事業については設定の対象としていません。

- 補助・交付金事業のうち
 - ・施設の機能を保全するための維持管理や長寿命化などに係る事業
- 道単独事業*のうち、
 - ・災害への対応や地域の実情に応じて緊急的に実施する事業
 - ・施設の機能を保全するための維持管理に係る事業
 - ・公共事業等に係る事前調査
 - ・施設等建設事業

*道単独事業

国庫補助の対象とならない地方債を活用した道路や街路の整備、道単独の道路及び河川の清掃、草刈、道立施設の整備等、道が単独で実施する社会資本整備のための事業等

イ 事業優先度の区分

事業ごとに設定する「事業優先度」は、次のとおり「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」の3つのグループに区分しています。

- ・ グループⅠ：早期効果発現を目指し優先的に進める事業
- ・ グループⅡ：計画どおりに進める事業や新規に取り組む事業
- ・ グループⅢ：予算との調整により、その都度優先度を検討する事業

ウ 事業優先度設定の仕組み

「事業優先度」については、「施策優先度」と「事業のランク」を次のとおり組み合わせて、設定します。

【施策優先度と事業のランクの組み合わせ】

		事業のランク	
		ランク1	ランク2
施策優先度	A	Ⅰ	
	B1	Ⅰ	Ⅱ
	B2	Ⅱ	Ⅲ
	C	Ⅲ	

ただし、「グループⅠ」の事業であっても、他の優先的に進める事業との調整やその他特殊事情によるものはこの限りではありません。

(2) 事業のランクの考え方

ア 事業のランクの設定

「事業のランク」は、事業ごとに、地域重視、政策重視、事業効果の3つの視点により、効果等の高いものを「ランク1」、低いものを「ランク2」とする2段階に区分し、設定します。

イ 事業のランクの基本的な視点

① 地域重視の視点

- ・ 「連携地域別政策展開方針」における地域重点プロジェクトへの位置づけが明確なもの
- ・ 「地域づくり連携会議」等の議論を反映する上で必要不可欠なもの
- ・ 地域からの政策提案などを実現する上で必要不可欠なもの

② 政策重視の視点

- ・ 国や道の重点政策などにおける位置づけが明確なもの
- ・ 「北海道総合計画（2021改訂版）」の特定分野別計画を推進する上で、特に貢献度の高いもの

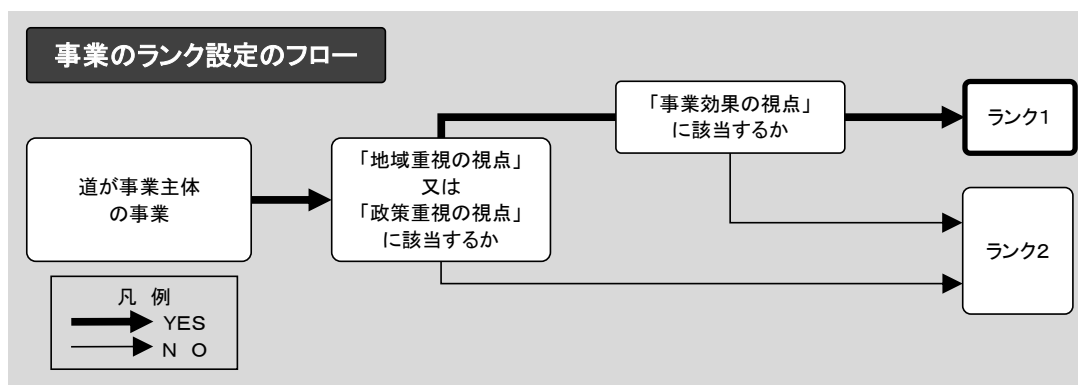
③ 事業効果の視点

- ・ 「北海道総合計画（2021改訂版）」の指標の進捗に対する貢献度の高いもの
- ・ 脱炭素化^{*}、デジタル化を推進する上で、特に事業効果の大きいもの
- ・ 施策の目的を達成する上で、特に事業効果の大きいもの
- ・ 事業間連携などによる事業効果の早期発現や効果的・効率的な事業の実施が可能なもの（直轄・補助の連携、ハード・ソフトとの連携 等）
- ・ 平常時、災害時の両面において利活用できるなど多目的、多機能を有しているもの

ウ 事業のランクの区分

「事業のランク」は、イの基本的な視点から設定します。

- ・ ランク1：「地域重視の視点」又は「政策重視の視点」に該当し、かつ、「事業効果の視点」に該当するもの
- ・ ランク2：上記以外のもの



(3) 事業優先度の設定結果

(1) 及び (2) の考え方に基づき、事業の目的や効果等が同じものを類型別（個別事業の集まり）に整理した「事業優先度設定の手引き」を策定し、関連する施策や事業のランクの具体的判断基準などを示します。

(4) 事業優先度の活用

「事業優先度」については、毎年度の事業執行に当たり、必要性・優先性の高い事業に予算を振り向ける手立てとして活用します。

(別表1)【参考】分野別、グループ別集計表～全道優先度

分野	早期の効果発現を目指し 優先的に取り組む施策 「グループA」 (21施策)	優先的に取り組む施策 「グループB1」 (12施策)	計画的・段階的に取り組む施策 「グループB2」 (18施策)	既存ストックの有効活用などを 中心に取り組む施策 「グループC」 (8施策)
生活基盤	防災施設の整備や防災拠点となる建築物の耐震化(108)、 北方領土隣接地域の振興(109)、 新エネルギーの開発・活用と送電インフラの整備(111)	バリアフリーに対応した公営住宅や公園の整備(101)	街並み環境の整備や市街地再開発の促進(103)、 下水道や環境に配慮した公営住宅の整備(106)	利水ダムの整備(110)
保健・医療・福祉基盤	子育て支援住宅や保育所の整備(202)、 災害拠点病院の整備(205(2))	社会福祉施設の整備(201)、 小児医療・周産期医療施設の整備(203(1))、 小児救命救急センターの整備(203(2))、 救急医療施設の整備(205(1))	地域のための医療施設の整備(204)	
農林水産基盤	農地や農業用施設の整備(302)、 増養殖施設の整備(305)、 漁港や漁場の整備(308)	農地防災施設の整備(303)	農業生産施設や加工施設の整備(301(1))、 荷さばき施設など水産施設の整備(301(2))、 林業生産施設や加工施設の整備(301(3))、 水産加工処理施設の整備(307)	農道の整備(304)、 漁港内の防風・防雪柵など施設の整備(306)
環境基盤	陸棄物処理施設の整備(401)、 森林の整備・保全(405)		家畜ふん尿処理施設の整備(402)、 漁業系廃棄物のリサイクル処理施設の整備(403)、 水辺環境の整備・保全(404)、 自然公園の整備(408)	良好な水辺空間や緑地などの整備(407)
観光基盤	安心で快適な旅ができる交通ネットワークの整備(502)		グリーンツーリズムやサイクリング関連施設の整備(501)、 自然を活用した観光地づくりの促進(503)	
高度情報通信基盤	5G普及のための基盤整備(603)、 光海底通信ケーブル等の整備(604)		道内の光ファイバ等の整備(602)	
交通基盤	新千歳空港の機能強化(701)、 新幹線整備と交通ネットワークの強化(703)、 高規格道路の整備(706)、 物流拠点へのアクセス道路の整備(707)、 避難路や緊急輸送道路の整備(710)	地方空港の機能向上(702)、 交通安全施設の整備(709)、 生活道路の小規模な改良(711)、 冬期の道路交通の確保(712)	国際的な海上輸送拠点の整備(704)、 国内海上交通ネットワークの整備(705)、 産業拠点の整備(708)、 バイパスなど都市内の道路の整備(713)	
国土保全基盤	治水・砂防・海岸や避難施設などの整備(801)、 ハザードマップ作成や避難計画の策定など 防災体制の強化(803)	治山ダムや保安林の整備(802)		
教育・文化基盤	アイヌ文化の保存振興(905)	公立学校施設の整備(901)		私立学校の改築の支援(902)、 体育施設の整備(903)、 地域大学の整備の支援(904)、 北海道文化の伝承のための整備(906)

※1:分野毎の取組については、施策名及び施策の概要から主な施設整備を記載している。

※2:括弧内の数字は施策番号を示す。

(別表1) 施策優先度

区分	施策番号	施策名	施策の概要	全道優先度	地域優先度					
					道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	道央
生活基盤	101	ユニバーサルデザインの視点に立った人にやさしいまちづくり	バリアフリーはもとより、介護にも配慮し、多様な住まい方などに対応した公営住宅の整備や、シルバーハウジング住宅などの供給を促進する。また、高齢者や障がいのある方々も含めたすべての人が健康づくりや余暇活動を行える公園を整備する。	B1						
	103	持続可能なコンパクトなまちづくり	持続可能なコンパクトなまちづくりのため、地域に応じたまちなか居住のための住宅、上下水道、公園、街並み環境の整備や市街地再開発などを促進する。	B2						
	106	環境に配慮したまちづくり	公共水域の水質保全を目的とする下水道の整備や改築を行う。また、環境負荷の低減に配慮した公営住宅の整備を行う。	B2						
	108	災害に強いまちづくり	防災公園や下水道などの防災施設の整備や耐震不燃性を確保した公営住宅などを整備する。また、耐震診断が義務化された大規模建築物や学校施設をはじめとした地震など災害発生時における防災拠点となる建築物のほか、住宅やライフラインである上下水道施設の耐震化を推進する。	A						
	109	北方領土隣接地域の振興等対策の推進	北方領土に隣接する根室地域の振興及び住民生活の安定を図るため、基幹的な産業振興に資する事業を実施するとともに、教育、文化、生活環境及び厚生施設並びに交流推進に資する施設などを整備する。	A						
	110	水資源の確保と保全のための施設整備	恵まれた水資源の確保と保全を図るため、ダムなどの水利用に必要な施設を整備する。	C						
	111	新エネルギーの開発・活用促進と送電インフラの整備推進	地域の特性を活かした多様なエネルギーの地産地消を促進するとともに、道内や全国に新エネルギーを供給する「エネルギー基地北海道」の確立に向け、送電インフラの整備を促進する。	A						
保健・医療・福祉基盤	201	高齢者や障がいのある方々等のための社会福祉施設等の整備	高齢者や障がいのある方々、子どもなど地域住民が健康で生き生きと暮らすことのできる社会を築くため、老人福祉施設及び障がい者の地域生活を支援する通所施設などの社会福祉施設やコミュニティ活動の拠点となる施設等を整備する。	B1						
	202	子育て支援住宅の普及促進など子どもを安心して育てられる環境づくり	子育て環境を充実させるため、子育て支援住宅の普及促進を進めるとともに、保育所などの老朽施設の更新や新たなニーズに対応できる施設を整備する。	A						
	203(1)	子どもを安心して産み育てられる保健医療施設の整備	子どもを健やかに産み育てる環境づくりのため、小児医療・周産期医療施設などを整備する。	B1						
	203(2)	小児救急医療体制の充実	小児救急医療体制の充実を図るため小児救命救急センターや病院群輪番制病院などを整備する。	B1						
	204	地域のための医療施設の整備	住み慣れた地域で将来にわたって必要な医療を安心して受けられるよう、患者の状態に応じた高度急性期から慢性期までの病床機能の分化及び在宅医療の充実など、バランスの取れた地域医療提供体制の整備に向け、必要な医療機関の施設整備を進める。	B2						
	205(1)	救急医療施設の整備	救急医療体制の確立を図るため、救命救急センターなど、救急医療施設を整備する。	B1						
	205(2)	災害拠点病院の整備	災害医療体制の確保を図るため、災害拠点病院を整備する。	A						

(別表1) 施策優先度

区分	施策番号	施策名	施策の概要	全道優先度	地域優先度					
					道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	道央
農林水産基盤	301(1)	農業の経営体の育成や体質強化を図るための施設の整備	農業の担い手となる経営体の育成や体質強化を図るため、生産施設や加工施設などの整備を推進する。	B2						
	301(2)	水産業の経営体の育成や体質強化を図るための施設の整備	漁業経営体の体質強化を図るための荷さばき施設などの整備を行うとともに、漁協の経営基盤強化のための施設整備を促進する。	B2						
	301(3)	林産業の経営体の育成や体質強化を図るための施設の整備	林業・木材産業の担い手となる経営体の育成や体質強化を図るため、生産施設や加工施設などの整備を推進する。	B2			B1			
	302	農産物の安定生産の基盤となる農地や農業用施設の整備	安全で良質な食料を安定的に生産し、優良農地の維持や農業生産性の向上を図るため、水田・畑・草地や農業用施設の整備を行う。	A						
	303	農地及び農業用施設の機能回復や災害を防止するための施設の整備	地盤沈下や土壌侵食などにより機能が低下している農業用施設や農用地の機能の回復を図る。また、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するための施設を整備する。	B1		A				A
	304	農産物流通の合理化などのための農道の整備	農産物流通の合理化や農村生活環境改善を図るための農道を整備する。	C						
	305	水産資源の増大等に向けた施設づくり	水産資源の増大や安定的維持・質的改善等を図るための増養殖施設を整備する。	A						
	306	快適で活力ある漁港・漁村づくり	漁港の事故災害防止や就労環境改善のため、防風・防雪柵などを整備する。また、漁村の生活環境の向上を図るため、汚水処理施設、道路や緑地・広場などを整備する。	C						
	307	水産物の品質管理を高度化する施設の整備	安全・安心な水産物の供給のため、衛生管理・品質管理の高度化を図る冷凍、冷蔵、加工処理施設などを整備する。	B2						
	308	水産物供給基地としての漁港・漁場づくり	安全かつ良質な水産物を安定的に供給するため、漁業生産活動や水産物流通の拠点となる漁港や漁場を整備する。また、漁港の耐震化など防災機能の強化や水産物の輸出に対応した高度な衛生管理の促進を図る。	A						

(別表1) 施策優先度

区分	施策番号	施策名	施策の概要	全道優先度	地域優先度					
					道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	道央
環境基盤	401	リサイクル・廃棄物処理施設の整備	資源の循環的利用を進め循環型社会を構築するため、一般廃棄物及び産業廃棄物を処理・資源化する施設の整備を促進する。また、下水汚泥の有効利用・減量化に係る施設整備を促進する。	A						
	402	家畜排せつ物の有効利用など農村地域の環境保全と資源リサイクルの推進	家畜ふん尿処理施設の整備による堆肥化など、農村環境に配慮し資源を有効に活用したリサイクル施設を整備する。	B2						
	403	漁業系廃棄物の適正処理施設の整備	環境と調和した水産業の展開を図るため、漁業系廃棄物のリサイクル処理施設を整備する。	B2						
	404	自然豊かな水辺環境の整備・保全	本道の自然豊かな水辺環境を将来にわたって享受できるよう河川環境の再生や自然に配慮した河川・砂防施設などを整備する。	B2		B1			B1	B1
	405	健全な森林の整備と保全の推進	地球温暖化防止、健全な水循環を確保する水源涵養など、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、間伐や主伐後の再造林とともに、これらの基盤となる林内路網の整備などを推進する。	A						
	407	身近な自然とふれあうことのできる公園などの整備	身近な自然とのふれあいや、失われた自然を回復するため、良好な水辺空間や緑地などを整備する。	C						
	408	自然公園における利用施設の整備など自然とのふれあいの場づくり	自然とのふれあいや快適な利用の促進を図るため、国立・国定及び道立自然公園など自然公園の施設を整備する。	B2						B1
観光基盤	501	地域の資源を活かした多彩なツーリズムを促進する施設の整備	グリーンツーリズムなどに資する農山漁村と都市との交流を促進する施設や、フットパスやサイクリングに資する施設を整備する。	B2					B1	
	502	安心して快適な旅ができる交通ネットワークの整備	北海道観光の振興を図るため、交通拠点となる空港・港湾の整備による機能の充実や、交通結節点の改善による乗り継ぎの円滑化を図る。また、快適な広域観光を支える観光拠点へのアクセス道路や休憩施設を整備する。さらに、外国人のための外国語標記の案内板などを整備する。	A						
	503	自然体験型観光のための施設の整備	北海道の豊かな自然を活用した観光地づくりを促進するため、自然環境を利用した野外活動が体験できる施設や海洋レクリエーション施設などを整備する。	B2					B1	
高度情報通信基盤	602	光ファイバ等の基盤整備	デジタル技術の利活用を図るため、道内の光ファイバ等の整備を促進する。	B2						
	603	5G普及のための基地局などの基盤整備	5Gの人口カバー率の拡大を図るため、5G基地局などの基盤整備を促進する。	A						
	604	データセンター及び光海底通信ケーブル等の整備	我が国の災害に対する通信ネットワークの強靱化やデジタル化の推進のため、データセンターや光海底通信ケーブル等の整備を促進する。	A						

(別表1) 施策優先度

区分	施策番号	施策名	施策の概要	全道優先度	地域優先度					
					道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	道央
交通基盤	701	新千歳空港の機能強化	新千歳空港の国際拠点空港化を促進するため、国際線エリアの拡張整備など空港機能の向上を促進する。	A						
	702	地方空港の機能向上に向けた施設の整備	航空路線網の充実や人・物の円滑な交流を進めるため、空港施設の整備促進を図る。	B1	A				A	
	703	北海道新幹線の整備促進	全国交通体系と本道の発展基盤の確立のため、重要な基幹施設である北海道新幹線について、新青森・新函館北斗間の安全運行の確保と札幌までの整備促進を図る。また、新幹線駅等の交通拠点から道内各所の観光地や主要都市などへ円滑に移動できる交通ネットワークの強化を図る。	A						
	704	国際的な海上輸送拠点の整備	国際化や国際海上物流の増加に対応し、物流の効率化や輸送コストの低減を図るため、国際拠点港湾や特定貨物輸入拠点港湾などにおいて、船舶の大型化や貨物のコンテナ化などに対応した港湾を整備する。	B2						
	705	国内海上交通ネットワークの整備	物流の効率化や輸送コストの低減などを図るため、貨物のユニット化やターミナル機能の強化などに対応した港湾を整備するほか、災害に強い海上輸送ネットワークの構築を図るため、岸壁の耐震化などにより港湾機能の強化を図る。また、離島及び地域の生活や地場産業を支えている港湾においては、地域の特性に応じた港湾機能の確保や安全性を高めるための防波堤などを整備する。	B2	B1					
	706	高規格道路の整備	人流・物流の大半を道路交通に依存している北海道において、経済活動を支え、地域の交流や発展に寄与する高規格道路の整備を促進する。	A						
	707	物流ネットワーク形成のための道路網の整備	物流ネットワークの整備のため、高規格道路と一体となった道路網の整備や空港・港湾などの物流拠点へのアクセス道路を整備する。	A						
	708	産業拠点の形成に向けた施設の整備	本道の自然災害リスクの低さや冷涼な気候、豊富で良質な資源といった本道の優位性を活かした企業立地を一層推進するための基盤を整備する。	B2					B1	
	709	安全で安心な道路交通環境の整備	通学路の歩道整備をはじめとする交通事故防止対策の実施により、安全な道路交通環境を確保するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った歩道整備や、規制標識等の交通安全施設の整備を推進することで、安全・安心な道路交通環境を確保する。	B1						
	710	災害に備えた安全な道路交通環境の整備	災害時に必要な避難路や緊急輸送道路及びその代替路の整備、危険箇所などの早期解消を図るための防災対策の実施により、安全で確実な交通ネットワークの形成を図る。	A						
	711	地域の生活環境を支える道路の整備及び保全	生活道路の小規模な道路改良など、安心して暮らすために必要な取組を促進する。	B1						
	712	冬期における安全で快適な道路交通の確保	堆雪スペースの確保や地吹雪・雪崩対策など、安全で快適な冬期の道路交通を確保する。	B1					A	
	714	都市の活性化や生活の質の向上を図る道路網の整備	都市の活性化や生活の質の向上を図るため、バイパス・環状・放射道路の整備、立体交差・鉄道高架化、公共交通機関との連携を図る道路整備などを促進する。	B2		B1				

(別表1) 施策優先度

区分	施策番号	施策名	施策の概要	全道優先度	地域優先度					
					道南	道北	オホーツク	十勝	釧路・根室	道央
国土保全基盤	801	洪水や土砂災害、火山噴火や大規模地震、津波などに備えた安全性の高い災害防止施設の整備	洪水や土砂災害などに備えた河川・ダムなどの治水施設や砂防関係施設の整備、海岸侵食や高潮に備えた海岸施設などを整備する。また、地震による津波対策として防潮堤などを整備するとともに、津波による被害を防止・軽減するため、避難施設の整備などを実施する。	A						
	802	治山施設の整備	土石流や山崩れなどの山地災害防止のため、治山ダムなどの設置や保安林を整備する。	B1	A	A				
	803	自然災害などによる被害を軽減する危機管理体制の充実と地域防災力の向上	洪水や土砂災害、地震や津波などの自然災害による被害を防止・軽減するため、防災体制の強化に必要な情報通信環境の整備や道民への防災意識の浸透と避難誘導に必要なハザードマップの作成、避難計画の策定、避難訓練などの取組を行う。	A						
教育・文化基盤	901	公立学校施設の整備	安全・安心な学習・生活環境を確保するとともに、時代の変化や多様化する教育内容・方法に対応するため、学校施設の整備を進める。	B1						A
	902	私立学校の施設整備への支援	私立学校の経営安定と生徒の教育条件の維持向上を図るため、老朽化した校舎の改築や耐震化などに対する支援を行う。	C						
	903	地域スポーツ活動を推進する体育施設の整備	スポーツの振興を図るため、住民が気軽にスポーツなどを楽しむことができる体育施設を整備する。	C						
	904	地域が主体となった大学整備への支援	すぐれた人材を育成するため、地域が主体となった大学整備への支援を行う。	C						
	905	アイヌ文化の保存振興とアイヌの人たちの生活環境などの整備	アイヌ文化の保存・振興を図るため、アイヌの人たちの暮らしを再現した伝統的生活空間（イオル）を再生整備するとともに、「民族共生象徴空間」やその周辺基盤を早期に整備する。アイヌの人たちの生活や社会的・経済的地位の向上を図るため、生活館などの整備を促進する。また、アイヌ系農林漁家の経営改善のため、生産基盤や経営近代化施設の整備を推進する。	A						
	906	北海道における文化の伝承のための場の整備	北海道の歴史・文化を保存・伝承し、また、文化や自然について道内外に発信するための場などを整備する。	C						

※ 地域優先度が空欄の箇所は、全道優先度と同一とします。

参考資料

1 方針改訂の経過等

(1) 改訂経過

時 期	事 項
令和 4年 4月 28日	第 41 回社会資本整備推進会議 (議題：新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針について等)
5月 19日	全道総合振興局・振興局地域創生部長会議 (方針の見直しについて等)
6月 7日	道議会総合政策委員会 (方針の見直しについて等)
6月 27日	外部有識者で構成する「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」有識者検討会」を設置
7月 5日	庁内に方針見直し作業部会として、「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針見直しに係る検討チーム (以下：検討チーム)」を設置
9月 9日	第 1 回「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」有識者検討会 (議題：方針の見直しについて等)
9月 15日	検討チーム会議 (議題：方針の見直しについて等)
10月 24日	第 42 回社会資本整備推進会議 (議題：方針改訂 (素案) について等)
11月 1日	第 2 回「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」有識者検討会 (議題：方針改訂 (素案) について等)
11月 9日～11月 10日	「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」の見直し等に係る説明会 (振興局、市町村)
11月 11日～11月 22日	「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」改訂素案に関する地域意向調査 (振興局、市町村)
11月 29日	第 43 回社会資本整備推進会議 (書面開催) (議題：方針 (原案) について等)

12月14日	道議会総合政策委員会（方針（原案）について等）
12月26日	第3回「ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」有識者検討会 （議題：方針（原案）について等）
12月27日～ 1月26日	パブリックコメント実施
令和5年 1月〇日～ 〇月〇日	関係団体アンケート実施
1月〇日～ 1月〇日	地域意向調査
2月〇日	第4回「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」有識者検討会 （議題：方針（案）について等）
2月〇日	第44回社会資本整備推進会議 （議題：方針（案）について等）
2月〇日	総合政策委員会（第1回定例会前日）（方針（案）について等）
3月〇日	「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」改訂

(2) 「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」有識者検討会名簿

(五十音順 敬称略)

氏名	役職	所属・職名
小磯 修二	座長	北海道大学公共政策大学院客員教授
関口 麻奈美		プランニング・メッシュ フリーライター
高橋 清		北見工業大学地域未来デザイン工学科教授
村上 正恵		(有) メデル総研取締役
村上 裕一		北海道大学公共政策大学院准教授

(3) 「新・ほっかいどう社会資本整備の重点化方針」有識者検討会での主な議論

第1回検討会（令和4年9月9日開催）

- ・ 自然災害の激甚化は大きな課題。線状降水帯も発生、気候変動で観測史上初めてが普通になってきており、国土強靱化の必要性がこれまでも増して重要になってきている。特に昨シーズン北海道は雪害もあり、冬期間の生活をいかに安全に保つか真剣に考える必要がある。
- ・ インフラの多目的化・多機能化について、これまでは一つの目的で見てきたものが、多様な役割を果たす時代になってきている。有効活用のためいくつかの目的や機能を意識しながら評価していく必要があるのではないか。
- ・ 札幌市が弾道ミサイルなどの攻撃に備えるため、地下鉄を避難場所に指定する方向で調整しているという報道があったが、それも多目的化・多機能性の一つ。方針の優先度設定の仕組みの中に多目的化・多機能性をうまく組み込めるとよいのではないかと。
- ・ DXやICTなどハードと繋ぐものも出てきている。今回の見直しの視点は連携になってくるのではないかと。どのように未来技術を使っていくか、社会スタイル、生活スタイルと社会資本をどう連携していくかが重要。
- ・ 我々の社会を考えていく上で、その背景にある一番大きな問題は人口減少ではないかと。そこに暮らす人々の生活や経済活動を支えるための社会資本整備だが、その前提となる人口が急速に減少する時代を迎えている。人口減少下での社会資本整備政策として重点化とは何か、この部分が重要。

第2回検討会（令和4年11月1日開催）

- ・ 前回も提起したが、人口減少の問題が言われ続けながらも、出生率も上がらないどころかコロナによって急速に出生率が低下していくという危機的な状況である。そういう中で社会資本整備のあり方をどう考えていくのか、改めてこの重点化という政策でも自覚的に議論していくことが大事。
- ・ 最近、国の有識者会議で、国防とインフラに関する議論が行われている。北海道は国境に接していることが特徴的で、本方針が北方領土隣接地域の振興を最優先施策に位置付けているように、国境に近いからこそ、安全保障をも見据えたインフラ整備が重要になるのではないかと。その際、平時でも非常時でも使えるインフラという視点があっても良いと思う。
- ・ 防衛について、今の国際情勢のこの危機的な状況の中で、緊張感を伝えていくことが大事ではないかと。例えば、我が国が有事になった場合の首都機能のBCPのような発想で、バックアップ機能としての北海道の役割というような視点で、社会資本整備を考えていくということも、結果的には平時においては、北海道民にとっても有益なインフラにも繋がっていくような考え方もあるのではないかと。
- ・ 防衛という言葉の本編に入れることはなかなか難しいが、次の議論に繋いでいくため、安全保障等の観点も含め議論したことは、何らかの形で残しておかなければならないのではないかと。
- ・ 多目的・多機能というのが、この検討会の中では一つの大事なキーワードになっている。次の議論に繋がるような、何か具体的な展開事例があれば良いのではないかと。
- ・ 本方針をしっかりと推進していくため、実効性を伴うものにしていくことが重要。

